

6-3
260

四、教員に関する調 九州帝国大学医学部

(2) 教員の資格条件調

(1) 教授

資格

銓衡
方法

医学を修りたる者で担当予定の当該専門学科に就き学識経験深く指導力に富み且人格及健康共に優良たる者
別派教授候補者推薦者推薦内現に依る
但し目下本内規改正に関する委員を設け検討中

(ロ) 助教授

銓衡
資格

方法

教授の欄に同じし
採用予定の当該学科講座担任

(ハ) 講師

銓衡
資格
方法

教授の欄に同じし
助教授の欄に同じ

(ニ) 助手
銓衡
資格

銓衡
方法

採用予定の当該専門学科に就き相当の学識を有し教授の研究教育指導上学術的補助者として適任な者
採用予定の当該学科講座担任教授の推薦に依つて学部長が

春山

2

銓衡の上採否を決定す

教授候補者推薦内規 九州帝國大学医学部

一 教授候補者推薦ノ場合ニハ学部長ハ各教授

ヨリ教授候補者ノ推薦ヲ受ケ其氏名ヲ各教

授ニ通知ス

各教授ヨリ推薦スル教授候補者ハ員数ヲ限

ラス

一 各教授ヨリ推薦セシ候補者ハ其氏名ヲ各教

授ニ通知シタル後銓衡委員会ノ議ニ附ス

銓衡委員会ハ学部長及互選セル教授六名ヲ

以テ組織ス

銓衡委員会ハ二名以上ノ教授候補者ヲ推薦

スルモノトス

一 学部長ハ銓衡委員会ニ於テ推薦シタル教授

候補者ノ氏名ヲ各教授ニ報告シ銓衡ノ理

由ヲ陳述ス

一 各教授ハ学部長ヨリ教授候補者トシテ推薦

セル氏名ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ自己

ノ意見ヲ附シテ自ら最モ適當ナリト思考ス

ル候補者ヲ学部長ニ記名シ又ハ無記名ヲ

以テ推薦ス

一 学部長ハ各教授ヨリ候補者ノ推薦ヲ受ケタ

ルトキハ評議員ト合議シ上教授多数ノ推薦

ヲ得タル者ヲ以テ一候補者トス

一 学部長ハ教授ノ總意ニ依リ多数ノ推薦ヲ受

ケタル一候補者ニ就任ヲ交渉シ若シ志願

セサルトキハ更ニ銓衡委員会ヲ開キ二名以

上ノ教授候補者ヲ推薦シ前記ノ手續ニヨリテ
一名ノ教授候補者ヲ決定シ之ヲ院長ニ推薦ス

教員ノ資格條件調 九州帝國大學工部

教授 助教授

資格條件

専門ノ學識ヲ有シ格高潔素行善

良ニシテ大學教育者トシテ適任

ト認ムルモノ

銓衡方法

學部長並教授ヲ必要トスル教室

ノ教授ヲ銓衡委員トシテ之ヲ人

材ヲ求メ銓衡委員ニ於テ適當ト

認メタル者ヲ教授候補ニ證リ多數

決ニ依リ教授 助教授候補者ニ

決定ス

右ニ準ス

講師

助手

資格條件

各学科ノ研究助手トシテ適當

ナル學識經驗ヲ有シ人格高潔

ナル者ニシテ教室主任ノ推薦

アル者

銓衡方法

右教室主任ノ申出ヲ主任會

ハ各教室ヨリ一名宛選出ノ教

授ヲ以テ組織スルモノニ證

リ多數決ニ依リ内定シ任用方

ノ手續ヲ採ル

教授及助教候補者選定内規 九大農学部
教授又ハ助教ニ欠員ヲ生ジ又ハ新
二定員ヲ生ジタル場合ハ学部長ハナ
ルベク速カニソノ候補者ヲ決定スル
手先ヲトル

第一条

学部長ハ日ヲ定メ各学科ヨリ適任者
ヲ推薦セシメル

各学科ニ於テハ教官会議ヲ開キ無記
名投票ニヨリ適任者ヲ定メ其ノ履歴
業績、人格、健康等ニ関スル資料ヲ
提示スル

第三条

学部長ハ適任者ノ推薦ニ名以上ニ達
シタトキ之ヲ教授会(教授ノ場合)
又ハ教授助教会(助教ノ場合)

第四条

二附議シ銓衡委員会ヲ設ケ適格ナル
カ至方ヲ審査セシメル 但シ推薦者
二名ニ達シナイ時ト雖モ学部長ハ教
授会又ハ教授助教会ニ諮リ本條
ノ手続ヲトルコトガ出来る
適格審査ノ標準ハ次ノ通りデアル

- (一) 教授ノ場合
- 一 人格ニ非難ナキコト
- 一 専門学科ニ於テ該博ナル知識ヲ
有スルコト
- 三 研究意欲旺盛ニシテ指導能力ニ
富ムコト
- 四 既往ノ業績顕著ナルコト
- 五 健康ナルコト

- (二) 助教授ノ場合
- 一 人格ニ非難ナキコト
 - 二 学業成績又ハ業績優秀ナルコト
 - 三 研究意欲旺盛ニシテ将来性アルコト

第五條

教授候補者銓衡委員会ハ学部長及教授六名ヲ以テ構成シ助教授候補者銓衡委員会学部長教授三名及助教授三名ヲ以テ構成シ何レモ学部長其ノ議長トナル 委員ハ教授会又ハ教授助教授会ノ互選トスル 但シ被推薦者委員トナルコトが出来ナイ

第六條

銓衡委員会ハ必要アル場合ニソノ専門学科ノ權威者ノ意見ヲ徵スルコトが出来ル 又推薦代表者ハ委員会ニ出席シテ意見ヲ述べルコトが出来ル 又委員会ハ予メ推薦学科及被推薦者ノ名ノ一般ニ知ラシムル 学内職員ハ之一対シ意見書ヲ提出スルコトが出来ル

第七條

銓衡委員会被推薦者ノ適格順位ヲ附シ教授会ニ報告スル

第八條

教授会ハ銓衡委員会ノ決議ヲ審議シ早記無記名投票ヲ以テ一名ノ候補者ヲ選出スル 過半数ノ投票ヲ得タ者ヲ候補者トシ過半数ヲ得タ者ノナイ

時ハ高莫者二名ニツキ決選投票ヲ
行フ。投票同数ノ場合ハ銓衡委員
会ノ決定シタル順位ノ上位ナルモ
ノヲ採ル

第九條

右ノ投票ヲ行フ場合ニハ教授全件
ノ四分ノ三以上ノ出席アルコトヲ
要スル。但シ兼任者及海外旅行中
ノモノヲ除ク。
当選者が候補者タルコトヲ承諾シ
ナイ時ハ更ニ本内規ニヨリ一名ノ
教授又ハ助教候補者ヲ選定スル。
教授又ハ助教候補者ヲ選定出来
ナカツタ場合ニハ兼任教授又ハ助
教授ヲ選定スルコトが出来ル。

第十條

第十一條

第十二條

兼任教授又ハ助教候補者選定ノ
場合ハ本内規ニ依ル
兼任教授又ハ助教ヲ兼任トスル
場合ニハ教授会又ハ教授助教会
ニ諮リ本内規ノ手續ヲ省略スルコ
トが出来ル

備考

一、第六條ニ於ケル職員トハ大学院
特別研究生以上ノ研究職員ヲ言

フ
二、第九條ノ教授会議ハ教授助教
講師及助手ヲ以テ構成スル
演習林勤務ノ三級教官ハ演習林
勤務ノ助教ヲ選定ノ場合ニ限

リ林学科教官会議ニ加ハリ
 実験所ノ場合モ亦之ニ準ズル
 三、演習林勤務ノ助教ハ林学科教官
 會議ニ加ハリ水産実験所勤務ノ助
 教授ハ水産学科ノ教官會議ニ加ハ
 ル

九州市口大学理学部

教員の資格条件調

- (イ) 教授 助教に就いては大学卒業者に
 て成績 人物共に優れた者を本学部銓衡
 委員会に於て銓衡の上選定す
- (ロ) 助手は主として大学卒業者に於て成績
 人物共に優れた者を選定す

- (ハ) 講師は関係学科に就き有識者を本学部銓衡
 委員に於て銓衡の上選び委嘱す

流作工学研究所

教員の資格条件調

- (イ) 教授 資格
 流作工学専攻の研究者であつて
 原則として学位(博士)所有
 者たる者
 資格所有者を所員會議に於て會
 議の上決定す
- 銓衡 方法

- (ロ) 助教 資格
 流作工学専攻の研究者であつて

且、帝日大学卒業生（学士号所
 有者）或は之と同等の学力を有
 する者たる者
 所員会議に於て会議の上決定す
 る

温泉治療学研究所

教員の資格条件調
 九州帝日大学本部に於て銓衡

教員の資格条件

教授 学識（研究業績） 経験（助教と
 して在職年数） 人格等を考慮し各

助教授 学識（研究業績） 経験（助手講師
 等の在職年数） 人格等を考慮し各
 学部教授会の審議を経て内定する

助手 学識（研究業績） 経験（助手講師
 等の在職年数） 人格等を考慮し各
 学部教授会の審議を経て内定する

尚中等学校の卒業者は三年乃至五
 年以上実務の経験を経て任用す
 る例である

講師

当該学科に必要な学識経験者を
囑託するので別に制限はない

教員の資格条件

東京文理科大学

(1) 大学教授、助教授、助手、講師等は教授会に
て銓衡委員会を設けて銓衡す
大学三級教官一元助手一の任用内規は
大学卒業者又は高師卒内学校卒業後二
年を経過したるものと(関係教室主任
の内申に依り任用す

教員の資格条件

京都帝國大学

- 一 教授
- 二 助教授
- 三 助手
- 四 講師

資格条件

教授会附議

皇太子御用敎授依三依ル

普通試験委員
教授会附議

教員の資格条件

大阪帝國大学

(一) 医学部教授銓衡内規

- 第一條 教授の銓衡は退官時期の予定せる場合は少くとも二ヶ月前其の他の場合
は予件発生後一週以内の學部長は教授銓衡に關する教授会を招集す
- 第二條 教授会は教授中より五名の銓衡委員を
選考す (内一名は學部長とす)
- 第三條 銓衡委員は互選により委員長を決定す
- 第四條 各教授は銓衡委員会に対し人格學識履歴等を考慮し且教室員の意向を参酌し
限定せざる數に於て候補者を書き又は口頭を以て推薦するものとす

第五條

退官教授の教室並に教授を欠く教室に在りては銓衡委員之に代る

第六條

銓衡委員会は各候補者に什人格を識履上等に同じ厳密に調査し三名以上を銓衡し之を教授会に報告す

第七條

教授会は銓衡委員会の報告に基き重に審議したる上選挙通則、投票の名を選挙す

第八條

銓衡委員会に於て銓衡困難なる時は銓衡せざるを適當なりと認むるときは其の理由を精細に医務部長に報告し教授会に報告す
退官予定教授は教授銓衡に因りて教授会並に後任教授の推薦に因りてさ

るものトす

本内規は昭和二十一年四月一日より之を施行す

第一條

助教授銓衡内規

助教授は関係教授より推薦せられたる候補者の中より教授会に於て之を選定す

第二條

推薦者は学部長に候補者の氏名、略

学業成績、学校卒業の業績、其の他考となるべき事項を録し提出す

第三條

学部長は推薦を受けたる候補者、教授会に報告し審議の上投票に係り

之を決定す

附則

本内規は昭和二十一年七月一日より之を施行す

助手銓衡内規

主任教授の推薦により医学部長の添長に内申す

講師嘱託内規

本学部講師を講座所属講師及び各系

直屬講師に分つ

講座所属講師を更に有給講師及無給

講師に分つ

講座所属講師に嘱託せんとするときは

は講座担任者学部長と協議の上之を

決定し発令ありたるときは直後の教

授会其の氏名所属講座等を報告す

ものとする

有給講師の一講座定員並一人宛の手

第四條

当額を左の通りとし

基礎講座 二名

基礎講座 一名

但し助教授欠員の場合には右の外一

名増員するを得

有給講師一名宛年手当額金千二百

円以内とし職務の繁忙により講座担

任者は其の額を定年内申すものとし

無給講師を嘱託するときは講座担任

第五條

者は内申の際予め本人より無日付退官を徴し之を内申書に添附するものとす

第六條

無給講師の講師嘱託期間は一年間を原則とし時宜により更に延長するを得

第七條

学部講師は学外に於ける権威者に之を依頼し手当を支給するを得

第八條

学部講師は教授会の議を経て之を選任す

教員の資格條件

早稲田大学

一 文科系

講師は大学卒業後三年を経過した或は在任者より任命し助教は講師の職に四年以上在任し或は成績優秀なる者より任命し教授は助教の職に四年以上在任し或は成績優秀なる者より之を任命す

二 理科系

大卒理科卒業生中成績優秀なる者より助教を任命し助教は教務補助の職に五年以上在任し或は成績優秀なる者より之を任命し教授は八年乃至十六年助教の職に在任し或は成績優秀なる者より之を任命す

教員の資格条件調

中央大学

教員の資格は高等学校教員免許状所持者、
学位を有する者、学士、高等試験合格者の
他適当と認めたる者より文部大臣の許
可を得て主任教員（教授）とし右の内他に
本職ある者は講師とす
本学に於ては教授、助教授の別を分たず
助手とし

教員の資格条件

上智大学

新任教員は最初講師とし而して講師として
十分なる任を果せしものに付約二年後に助
教授に任命す 助教授として八年乃至十年
勤続の後本学評議員会の承認を得て後教授
に任命す 但而既に他校に於て教授に任ず
せし者に就ては其の経験年数に依り教授に
任命す
外口人に就ては其の担当学科教授に必要と
す研究を外口に於て積みし事を明かにす
ことを要す

教員の資格条件

関西大学

一 大学部 大学を卒業し又は其れと同等以上の学力を有する者にして大学教授助教授又は助手講師として適任なりと当該教授会に於て認めたる者

二 予科 高等教員免許状を有する者又は其れと同等以上の学力ありと当該教授会に於て認めたる者

三 考内 予科に同じ

（銓衡方法）
一 大学部 当該学部長の推薦に依り教授会に諮り適当と決議したる者に付学長より財団法人関西大学理事会に任用方提案し理事会に於て任用の可否を決議す

二 予科 先づ予科長の推薦に依り其の後

三 考内 先づ考内部長の推薦に依り其の後

の後の系統は大学部に同じ

立教 大学

一 原則として高等教員免許状所持者にして

二 教授会に於て銓衡す

三 教授講師の資格条件等は本学教授会に於て銓衡す

教員の資格条件調

学部

同志社大学

教授 助教 助教授 助手 講師 十べて普通の資格条件による 且つ すべて の 銓衡は教授会の決定による

大学予科
各教員の採用資格条件は高等教員免許状所持者とす

教授

資格 条件

銓衡方法 立正大学

各部各科とも有資格者各適任なるものを条件とし任命及嘱託とす

校長は本学評議会に諮り任命又は嘱託(規定に依り文部大臣に開申)は認可を申請す

助教授

本学研究所 卒業者又は在學者を

学長は本学評議会に諮り任命す

講師

有資格者及適任なるものを任命又は嘱託す

銓衡方法 駒沢大学

教授

資格 条件

教授会に付し銓衡す

一 本大学専任たること
二 高等教員免許状所有者たること (但し宗乗余乗に關してはその限りに非ず)

講師

教授と同様なり他大学と兼任にて差支なし

助教授

助教授助手の制度なし

龍谷大学

龍谷大学評議委員の
決議に依る

資格条件

多年教育に経
験し者共に備
はる

教授

リたる者

助教授

得るに定む者
大得るに定む者
大得るに定む者

助手

て特に向学心に
燃えたる者
燃えたる者

講師

はり師範たるに
足る者

教員の資格条件調
査部資料内新を通して別に其の条件方
無(但資格審査法を適用す) 大谷大学

高野山大学

教授助教授は学長の諮問により教授会を
審議(採否を可決す)

講師は本学卒業者にしつて一定期間研究の後
實力ありと認めらるれば講師とす 又他校

より講師として兼務を依頼す

助手は本学卒業者にしつて成績優秀人物に
在る者として指名とじて研鑽に努むる

(学部) 大学医学部を卒業し、多年に亘り研究
教授を積み、学術優秀にして人格高潔、大学
教授たるの貫禄あるもの
斯界の有識者等に幹旋を依頼し、銓衡
す

助教授 大学医学部を卒業し、大学講師として
多年勤務し、研究を重んじ、学術優秀な人格
高尚なるもの、内より学内協議の上
銓衡す

助手 卒業業者中優秀なるもの、内より
教授の幹旋により銓衡採用す

講師 専らに亘り最高の学識を有する者
及卒業助手として多年勤務し、成績優
秀、人格優良なる者の中より学内協議
の上採用す

(平科)

教授 大学卒業業者及専らに亘り高等学校
高等科教員免許状を有し、人物善良な
るもの、文部省又は卒業教授其の他
の有識者の幹旋により銓衡す

助教授 専らに亘り学術を修め、人物優良なる
もの、教授の幹旋により銓衡す

講師 師教授に同一
専門部教授幹旋助手とも学部平科教員中より
直在者も兼務せしむ

順天堂医科大学

原則として学位を有するもの又は^大学卒業者にして学士と稱することを得るもの一予科は高等教員免許状を有するもの一に^シて身分証明書^ヲ提出せしむ又都大臣に採用認可を申請するもの他^ハ内学校卒業者^ニついて^モ所定の手續を以て文部大臣の認可を^受く其の他には特別なる資格條件は附せず銓衡亦去^テ教授は教授会の推薦により学長より依頼す
助教授助手講師は主任教授の推薦により学長之を依頼す

霞浦農科大学

教授は原則として大学卒業生を、助教授は高等専門学校卒業生を、講師は教授又は助教授に準じたる者を、助教授は高等専門学校又は中等学校卒業生を以て採用資格の條件とす
銓衡方法は主として学長に於て之を行ふこととす

